

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 第305回会議議事録

日 時	平成28年7月4日（月） 午前10時30分～午前11時10分
開催場所	市庁舎5階関係機関執務室
出席者	藤原会長、金子委員、松村委員、小林委員、高橋委員、金井委員
欠席者	山本委員、稲垣委員、久保委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選出 2 会長職務代理者の指名 3 部会構成員の指名 4 平成27年度答申・審議状況の報告 5 行政不服審査法の全部改正への対応について 6 その他
議事及び 決定事項	<p>1 会長の選出</p> <p>（事務局） 議事の進行については、新たに会長が選出されるまでの間、市民局市民情報課長が務めるということによろしいか。</p> <p>（委員） 了承</p> <p>（事務局） 会長の選出については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第1項の規定により、委員の互選によることとされている。会長の選出について意見をお願いしたい。</p> <p>（金子委員） 第8期に会長職務代理者を務めていた藤原委員が良いと思うがいかがか。</p> <p>（事務局） 会長は藤原委員にお願いするということによろしいか。</p> <p>（委員） 異議なし</p> <p>（事務局） 委員の互選により、藤原委員が会長に選出されたので、以後の議事の進行を藤原会長に引き継ぐ。</p> <p>（藤原会長） 横浜市では、今まで比較的充実した審議を行ってきた。今までの良き伝統は維持しつつ、改善すべき点があれば改善していきたい。これから二年間会長を務めさせていただくことになるので、よろしくをお願いしたい。</p> <p>2 会長職務代理者の指名</p> <p>（藤原会長） 会長職務代理者については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第3項の規定により、会長が指名することとされている。金子委員に、会長職務代理者をお願いしたいが、よろしいか。</p> <p>（金子委員） 了承</p> <p>藤原会長や他の委員とともに、審査会の職務に臨みたいと思うの</p>

で、よろしくお願ひしたい。

3 部会構成員の指名

(藤原会長) 第一部会の部会長に新たに委員となった松村委員、第二部会の部会長は引き続き金子委員に、第三部会は私が部会長を務めることとし、部会の委員は新たに委員となった小林委員、山本委員は第一部会に、稲垣委員は第二部会に、それ以外の委員は従来どおりとすることによいと考えるがいかがか。

(委員) 異議なし

(藤原会長) 制度運用調査部会は、第8期までも各部会の部会長が委員を務めていたので、私が部会長を務め、第一部会の部会長である松村委員、第二部会の部会長である金子委員が委員を務めるということによろしいか。

(委員) 異議なし

(藤原会長) 部会及び部会長は、次のとおりとする。

第一部会 松村委員(部会長)、小林委員、山本委員

第二部会 金子委員(部会長)、高橋委員、稲垣委員

第三部会 藤原委員(部会長)、金井委員、久保委員

制度運用調査部会 藤原委員(部会長)、金子委員、松村委員

4 平成27年度答申・審議状況の報告

(事務局) 審査会の審議状況(平成18年度～27年度)(不服申立件数及び答申件数、平均処理期間・審議回数、審査会開催回数、情報公開・個人情報保護別の答申件数、答申結果、口頭意見陳述及び実施機関事情聴取の案件数並びに非開示理由該当性以外が主な争点となった答申)、行政文書開示等の処理状況(平成27年度)及び平成27年度の答申状況について報告(資料(2)から(4)までに基づき説明)

(松村委員) 実施機関の事情聴取は過去10年間では19.9パーセントの案件で行っており、平成27年度は48.0パーセントの案件で行っているということだが、実施機関の事情聴取を行わない案件の傾向はあるのか。

(事務局) 対象行政文書が不存在であるとの決定に関する案件については、基本的に実施機関の事情聴取を行っているほか、提出された実施機関の理由説明が不十分である場合や実施機関に直接聞く必要がある場合等、審議をする上で実施機関の事情聴取が必要と審査会が判断した場合に行っている旨説明。

(金子委員) 松村委員の質問は、具体的にはどのような趣旨か。

(松村委員) 実施機関から適切な説明をさせる必要があることから、書面では不十分として実施機関の事情聴取を行う案件の割合が多いであろうと想像していたが、思いのほか事情聴取を行った案件の割合が少なく感じたため質問をした。

	<p>(金子委員) 申立人の意見陳述の場合は、申立人が意見陳述の実施を希望した場合で、審査会が必要と判断した場合に裁量的に行っている。</p> <p>(藤原会長) 申立人の口頭意見陳述については、求められた場合は行うのが原則だ。</p> <p>(松村委員) 不存在と特定の争いが多いということだが、全体の割合からすると、どの程度なのか。</p> <p>(事務局) 平成27年度だと、答申50件中、文書不存在が15件、文書特定の争いが10件である旨説明。</p> <p>(松村委員) 合わせると全体の半分ということなら、思いのほか多いというのが感想である。</p> <p>(藤原会長) ほかに意見はないか。</p> <p>(委員) 特になし</p> <p>(藤原会長) 本件についての審議は以上とする。</p> <p>5 行政不服審査法の全部改正への対応について</p> <p>(事務局) 行政不服審査法の全部改正への対応について説明(資料(5)に基づき説明)</p> <p>6 その他</p> <p>(事務局) 附属機関に係る起案文書について説明(資料(6)に基づき説明)</p> <p>(藤原会長) 事務上の運用の話だろう。</p> <p>(松村委員) 文書管理システムを使用しないということだが、具体的にはどのように運用するのか。</p> <p>(事務局) 紙決裁で管理することになる旨説明。</p> <p>(藤原会長) ほかに意見はないか。</p> <p>(委員) 特になし</p> <p>(藤原会長) 本件についての審議は以上とする。</p>
資料及び特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿(第9期)</p> <p>(2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会審議状況(平成18年度～27年度)</p> <p>(3) 行政文書開示等の処理状況(平成27年度)</p> <p>(4) 平成27年度の答申状況</p> <p>(5) 行政不服審査法の全部改正への対応に係る資料</p> <p>(6) 附属機関に係る起案文書に係る資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回開催日時 未定</p>

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 会長 藤原 静雄